

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	白川村

## 白川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 白川村役場 産業課  
所在地 岐阜県大野郡白川村鳩谷517  
電話番号 05769-6-1311  
FAX番号 05769-6-1709  
メールアドレス sangyou@vill.shirakawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和12年度
対象地域	白川村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積	被害額
イノシシ	水稲	0.22 ha	255 千円
ニホンジカ		0 ha	0 千円
ニホンザル		0 ha	0 千円
カラス		0 ha	0 千円
ツキノワグマ		0 ha	0 千円

(2) 被害の傾向

白川村は、面積の95%を山林が占め、庄川及びその支流の河岸段丘や僅かな平地に農地と住宅地が混在した集落で構成されている。村域の大半が人の手の及ばない山林原野であるため被害を及ぼす鳥獣のテリトリーも広く、集落が鳥獣に囲まれており集落付近への出没が絶えない。村内の主な農地についてワイヤーメッシュ柵、電気柵、その複合柵により侵入を防ぎ、捕獲により個体数を削減する事で被害を最小限に抑えているが、被害防止には引き続き柵の維持管理と捕獲が不可欠である。

●イノシシ・ニホンジカ

農作物への食害、圃場・畦畔・農道・水路など農地や農業用施設への直接的な被害、山裾の斜面の掘り起こし、湿地の沼田場化など生息範囲の拡大が見られる。

●ニホンザル・カラス

生ゴミの食い荒らし、家庭菜園被害、家屋への侵入、愛玩動物や家畜への攻撃、人への威嚇行為等生活圏内での被害がカラス、ニホンザルに多く見られる。

●ツキノワグマ

山林と集落の中間地点にあたる里山に手入れが行き届かず、深い森林に移行する事で鳥獣と人の距離が縮まり被害リスクが拡大しており、特にツキノワグマの出没リスクが大きくなっている。エサとなる堅果類の凶作年には頻繁に集落内への出没を繰り返しており、令和7年には人身被害が発生した。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和12年度)	
	面 積	被 害 額	面 積	被 害 額
イノシシ被害	0.22 ha	255 千円	0.0 ha	0 千円
ニホンザル被害	0.0 ha	0 千円	0.0 ha	0 千円
ニホンジカ被害	0.0 ha	0 千円	0.0 ha	0 千円
カラス被害	0.0 ha	0 千円	0.0 ha	0 千円
ツキノワグマ被害	0.0 ha	0 千円	0.0 ha	0 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会員から選出された有害鳥獣捕獲隊に捕獲を委託し、捕獲頭羽数に応じた報償金を支払っている。</p> <p>檻を村(協議会)で購入し、猟友会に配布している。</p>	<p>捕獲隊員の減少や高齢化が進んでいるため、後継者の育成が必要である。このため、有害鳥獣駆除に対する報償金の増額及び狩猟税の補助、資格の維持に伴う手続きなどの支援が必要となる。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣被害防止総合対策整備事業等を利用して、村内の主な農地にワイヤーメッシュ柵、電気柵、ワイヤーメッシュ・電気複合柵を整備した。</p>	<p>地域ぐるみでの防護柵等の維持、追い払いの継続が必要になる。</p> <p>今後、サルの増加が予測され、効果的な追い払い、出没情報の共有が必要となる。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>鳥獣被害を防止するためには、鳥獣のエサとなるものの除去や緩衝帯の整備などの「生息地管理」、追い払いや侵入防止柵・防鳥ネットの設置などの「被害防除」、被害を及ぼす鳥獣を捕獲する「個体数管理」を総合的に行うことが重要であり、それらを地域ぐるみで行うことにより効果が上がる。これらを踏まえ次のことに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害情報の収集</li> <li>・ エサ供給源となるものの除去</li> <li>・ 銃器及び箱わなによる捕獲</li> <li>・ 侵入防止効果の高い防護柵の維持管理</li> <li>・ 緩衝帯の整備</li> <li>・ ロケット花火やモンキードッグを利用した追い払い</li> </ul> <p>●地域ぐるみの取組</p> <p>鳥獣に関する知識や被害防止対策に関する学習会・研修会を開催し、被害防止意識</p>
---

の向上を図る。

●捕獲体制の強化

わな猟を含む狩猟免許取得の促進など捕獲隊の後継者育成、農家と捕獲隊の連携など地域ぐるみの捕獲体制を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会員の中から選出された者で組織される「有害鳥獣捕獲隊」が隊編成されおり、この有害鳥獣捕獲隊に対象鳥獣の捕獲を委託するとともに、出没・被害情報の提供など農家等と捕獲隊との連携を強化する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和8年度～ 令和12年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ カラス ツキノワグマ	安全で効果的な捕獲機材を導入するとともに、農家等のわな猟を含む狩猟免許取得を促進し、狩猟者・捕獲隊員の確保、育成を進める。 また、農家等と捕獲隊との連携（パトロール、情報提供等）による捕獲体制の強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕 獲 計 画 等 の 設 定 の 考 え 方
① イノシシ イノシシの捕獲数は、令和6年度は狩猟も含めると133頭であったことから、被害防止のための年間捕獲計画数を100頭とする。
② ニホンジカ ニホンジカの捕獲数は、令和6年度は個体数調整捕獲も含めると183頭であったことから、被害防止のための年間捕獲計画数を150頭とする。
③ ニホンザル ニホンザルの捕獲数は、令和6年度は4頭、令和7年度は1月末現在で6頭となっていることから、被害防止のための年間捕獲計画数を30頭とする。
④ カラス カラスの捕獲数は、令和6年度は0羽、令和7年度は1月末現在0羽となっているが、被害防止のため積極的な捕獲を推進することとし、年間捕獲計画数を100羽とする。
⑤ ツキノワグマ ツキノワグマの捕獲数は、令和6年度は12頭、令和7年度は1月末現在で19頭となっている。これらを勘案し年間捕獲計画数を30頭とするが、大量出没年においてはこの限りではない。

対象鳥獣	捕獲計画数等				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
イノシシ	100	100	100	100	100
ニホンザル	30	30	30	30	30
ニホンジカ	150	150	150	150	150
カラス	100	100	100	100	100
ツキノワグマ	30	30	30	30	30

捕獲等の取組内容
<p>* イノシシ・ニホンジカについては、農作物の被害の大きな場所へ安全で効果的な捕獲が期待できる箱わなを設置し捕獲率を高める。</p> <p>* ニホンザル・カラスについては、従来どおり銃器による捕獲を推進する。</p> <p>* ツキノワグマについては檻による捕獲を推進するが、緊急時、檻の設置が新たな被害を誘発する可能性が高い場合は銃器による捕獲を行う。</p> <p>* 農家等のわな猟を含む狩猟免許取得の促進など捕獲隊の後継者育成、出没・被害情報の提供による農家等と捕獲隊の連携など地域ぐるみの捕獲体制を強化する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8~R12	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス ツキノワグマ	緩衝帯の管理、里山の整備、追い払い活動の推進 放任果樹の除去(伐採)

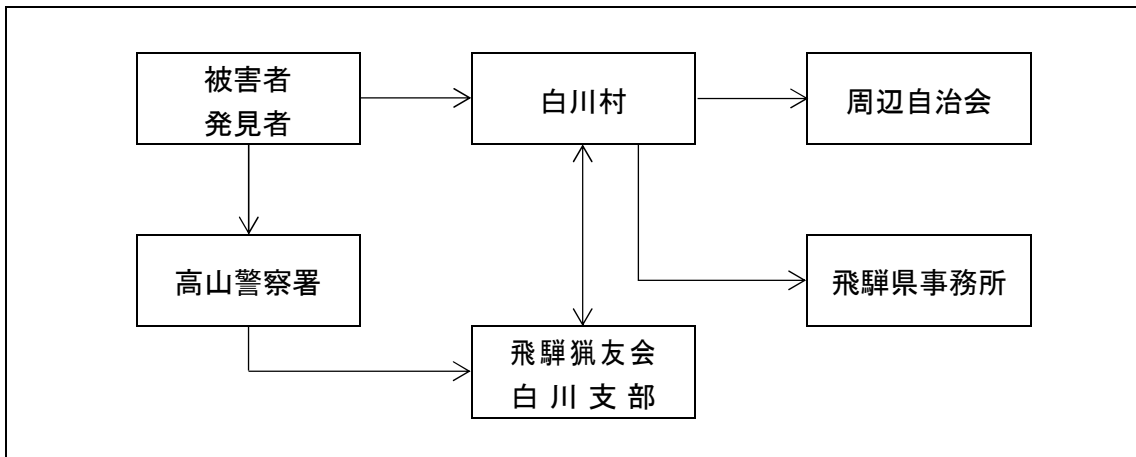
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある

ある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
飛騨県事務所	有害鳥獣の捕獲に係る助言
飛騨農林事務所	鳥獣被害防止対策に係る助言
高山警察署	村民への広報及び村民の安全の確保 警察官職務執行法第4条第1項に伴う命令
白川村	村民への広報及び村民の安全の確保 有害鳥獣捕獲許可
飛騨猟友会白川支部	有害鳥獣捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	白川村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
白川村農業委員会	事業推進
白川村区長会	事業推進、地域の意見集約
白川村農業改良組合長会	被害調査、地域の意見集約
飛騨農林事務所	事業推進、技術指導、地域への普及啓発
飛騨農業協同組合 白川支店	事業推進、営農指導
飛騨農業共済事務組合	事業推進、被害調査
飛騨高山森林組合 西支所	事業推進、被害調査
飛騨猟友会 白川支部	有害鳥獣捕獲の実施、地域への助言
白川村基盤整備課農林係	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
飛騨県事務所	オブザーバーとして参加し、鳥獣害関連の情報提供並びに鳥獣捕獲に関する情報提供を行う。
中山間農業研究所	オブザーバーとして参加し、鳥獣害関連の情報提供並びに鳥獣捕獲に関する情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止対策へ積極的な参加が見込まれるものを鳥獣被害対策実施隊員に任命または指名し、対象鳥獣の捕獲などの被害防止施策を適切に実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当無し

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、捕獲後速やかに埋設及び焼却処分をする。また、イノシシ・ニホンジカについては、食肉及び特産加工品としての利活用を図る。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当無し